

重 要

必ず最後までお読みください。

「千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金」

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書等作成及び提出の手引き

令和6年2月29日

千葉県疾病対策課交付金班

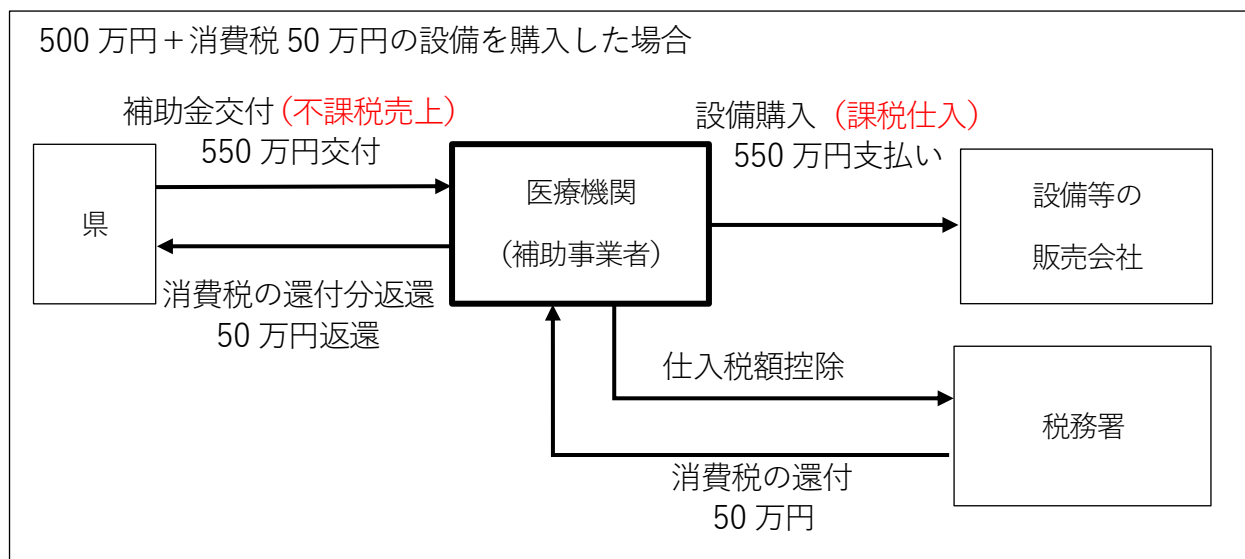
本報告書は、令和4年度に以下の補助事業を実施した全ての医療機関が提出対象となります。

◆ 入院患者受入協力金支給事業	◆ 夜間・休日患者受入体制整備事業
◆ 自宅療養者等診療体制強化事業	◆ 医療従事者宿泊先確保支援事業
◆ 医療機関設備整備事業	◆ 入院医療機関等消毒補助事業
◆ 感染症検査機関等設備整備事業	◆ 外国人患者受入体制確保事業
◆ 年末年始診療体制強化事業	◆ 休業補償保険料補助事業

1. 補助金に係る仕入控除とは

「消費税の仕入税額控除」とは、課税売上に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額を、消費税の確定申告により控除できる制度です。

補助金は、消費税法上不課税売上（課税対象外）に該当しますが、補助事業の経費に係る消費税については、仕入税額控除することが可能です。



つまり、補助事業者が補助金で課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税控除した場合、仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになり、補助金の交付を受けるとともに消費税還付等の利益を受けることになります。

そのため、県の要綱において、実績報告書の提出後に確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合、「消費税仕入控除税額報告書」により県に報告をいただき、場合により消費税等仕入控除税額の全部または一部を返還いただく手続きを行っております。

※ 消費税仕入控除税額制度の詳細については、国税当局へお問い合わせください。

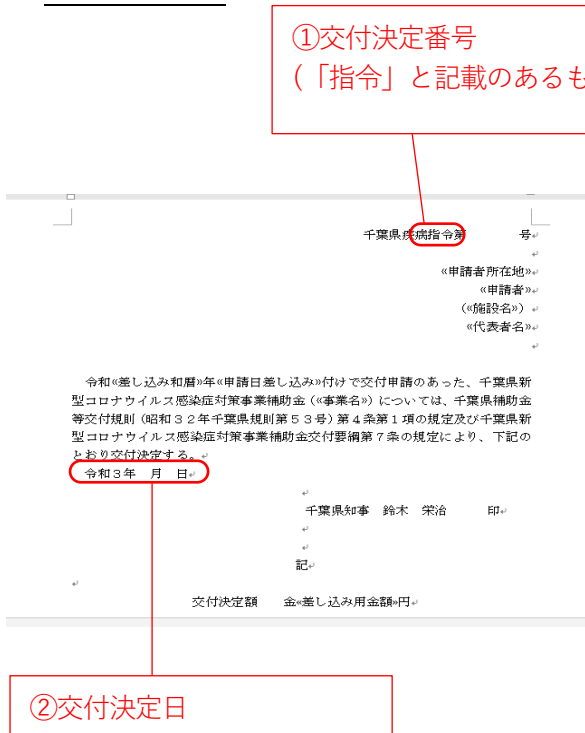
2. 共通事項

(1) 報告書は補助金の交付決定通知ごとに作成すること

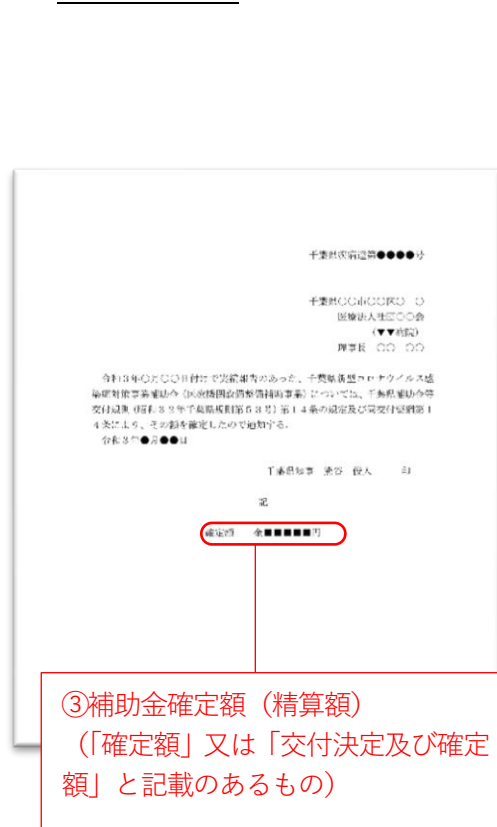
例：令和4年8月と10月に交付決定通知を受けた場合、本報告書は2枚（2セット）提出する必要がある。ただし、額の確定額が「0円」の場合、報告は不要。

(2) 返還額がない場合（0円）であっても報告すること。

交付決定通知



額の確定通知



3. 提出書類

提出書類は医療機関ごとに異なります。以下の項目のうち、該当する項目を御確認ください。

● 補助金に係る消費税等の確定申告において、①～⑤のいずれかに該当するか

① 消費税の申告義務がない。

※申告義務の有無については税理士、税務署等にご相談ください。

② 簡易課税方式により申告している。

③ 特定収入割合が5%を超えている。

※適用されるのは以下の事業者（公益法人等）のみ

・国または地方公共団体の特別会計

・消費税別表第三に掲げる法人

例：（一般・公益）社団法人、（一般・公益）財団法人、学校法人、国民健康保険組合、国立大学法人、
社会福祉法人、独立行政法人、日本赤十字社、社会医療法人（×医療法人社団・財団）

・人格のない社団等

④ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。

⑤ 補助対象経費がすべて人件費等の非課税仕入となっている。

該当する

1

該当しない

● 課税売上高が5億円以上、もしくは課税売上割合が95%未満である。

該当する

該当しない

簡易課税方式

申告書（第一表）（簡易課税用）を使用して申告している

個別対応方式

申告書（第一表）（一般用）を使用して申告しており、「控除税額の計算方法」が「個別対応方式」となっている

一括比例配分方式

申告書（第一表）（一般用）を使用して申告しており、「控除税額の計算方法」が「一括比例配分方式」となっている

● 仕入控除税額の計算方法はどちらか

① 個別対応方式

② 一括比例配分方式

4

①

2

②

3

1 返還が0円の場合

- ・仕入税額控除報告書様式「報告書様式（返還0円用）」
- ・以下の添付書類

	必要添付書類
①又は⑤に該当	なし
②に該当	第一表（簡易課税用）の写し
③に該当	・第一表（一般用）の写し ・特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）
④に該当	・第一表（一般用）の写し ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 （付表 2-1、付表 2-2 又は付表 2-3）

- ・その他参考となる書類（任意）

2 課税売上高が5億円以上、もしくは課税売上割合が95%未満に該当し、

【個別対応方式】で確定申告をしている場合

- ・仕入税額控除報告書様式「報告書様式（個別対応方式）」
- ・第一表（一般用）の写し
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表 2-1、付表 2-2 又は付表 2-3）
- ・その他参考となる書類（任意）

※公益法人等は特定収入割合の計算過程がわかる書類（任意様式）

3 課税売上高が5億円以上、もしくは課税売上割合が95%未満に該当し、

【一括比例配分方式】で確定申告をしている場合

- ・仕入税額控除報告書様式「報告書様式（一括比例配分方式）」
- ・第一表（一般用）の写し
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表 2-1、付表 2-2 又は付表 2-3）
- ・その他参考となる書類（任意）

※公益法人等は特定収入割合の計算過程がわかる書類（任意様式）

4 課税売上高が5億円未満かつ課税売上割合が95%以上に該当する場合

- ・仕入税額控除報告書様式「報告書様式（課税売上95%以上）」
- ・第一表（一般用）の写し
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表 2-1、付表 2-2 又は付表 2-3）
- ・その他参考となる書類（任意）

※公益法人等は特定収入割合の計算過程がわかる書類（任意様式）

4. 提出期限

消費税の確定申告後、速やかに行うこと。

令和4年度事業 令和6年6月28日（金）

5. 提出方法・提出先

郵送とメール（必要添付書類については郵送のみ）**両方**、提出してください。

原本提出先：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部疾病対策課感染症病床交付金班 宛

電子データ提出先：sippei6@mz.pref.chiba.lg.jp

※送受信のデータ容量 7.2MB まで

※excel ファイルのまま送付してください。

6. その他

- ・既に提出済みの医療機関においては、再度の提出は不要です。
- ・補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還する必要があります。返還方法や期限については確定後、別途通知いたします。
- ・返還額が0円の場合、通知等を行いません。
- ・病床確保支援事業については、現時点で返還不要の見込みですが状況に応じて提出を求める場合もありますのでご了承ください。その際は別途通知いたします。